

もしもの時の

令和5年4月1日義務化

自転車保険 加入していますか!?

高額賠償事例

小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月判決)

賠償額

約9,521万円

「広島県自転車の活用の推進及び
安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

令和4年10月6日施行（一部）

自転車保険加入の 義務化

（令和5年4月1日より）

- **自転車利用者**
保険等に加入しなければなりません。
- **事業者**
事業中に自転車を利用するときは、
保険に加入しなければなりません。



努力義務

自転車の点検整備をしましょう。
自転車の利用を前提とする業務を委託等する場合、事業者は委託等の相手方に
対して安全運転や自転車保険加入の
要請を行いましょう。
また、事業者は、自転車通勤者に対し、交通安全教育や保険の加入確認をしましょう。



- （！）業務で自転車を利用中に起こした事故は、
個人賠償責任保険では補償されません。
事業者が**事業用の賠償責任保険**に加入する必要があります。

事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類

業務中での賠償責任保険等 (事業者向け)	種類	概要
	施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
	TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

【参考】以下は従業員の方やそのご家族などでご活用ください。

↙ 自転車を利用されるなら、この機会にチェックしてみましょう！↗

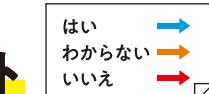
自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシート

START

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、

相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか？

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか？

自転車損害賠償保険に相当する補償が、基本補償または特約*としてついていますか？

*「特約」の名称は、個人賠償責任保険特約、日常生活賠償特約など保険会社により異なります。

ご家庭で確認しましょう！

↙ OK! ↗

すでに自転車損害賠償保険に加入されています。

↙ 要確認! ↗

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください！

↙ 要加入! ↗

自転車損害賠償保険への加入が必要です！

保険の種類	概要	事故の相手		自分 生命・身体
		生命・身体	財産	
自転車保険	※保険会社や保険の種類によるが、個人賠償責任保険と損害保険がセットになったものが多い	各損害保険代理店、自転車保険の取り扱いがある銀行の窓口、インターネットや通信販売、一部のコンビニなど	○	○
TSマーク付帯保険	自転車安全整備店で購入または整備を行い、合格した自転車に付与されるもの（保証期間は1年）		×	○
個人賠償責任保険	自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	×
傷害保険		×	×	○
団体保険	会社などの団体保険、PTAや学校が窓口となる保険			
共済	全労済、県民共済の特約など			
カードの付帯保険	各カード会社の保険			

保険会社や保険の種類による

自転車安全利用 五則 を守りましょう！



01 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先しましょう。



02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認をしましょう。



03 夜間はライトを点灯しましょう。



04 飲酒運転は禁止です。



05 ヘルメットを着用しましょう。

